三　災害により当該資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額

第百五十五条を次のように改める。

（定期給与の改定時期等）

第百五十五条　法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額）の連結法人が同項に規定する個別損金額（法第三十四条第一項（役員給与の損金不算入）に係る部分に限る。）を計算する場合における第六十九条（定期同額給与の範囲等）の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「法第七十五条の二第一項各号（確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている内国法人にあつては、」とあるのは「連結親法人が法第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けている場合（同項各号の指定を受けている場合を除くものとし、当該連結法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、同項に規定する定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該連結法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合その他の財務省令で定める場合に該当する場合に限る。第四項第一号及び第十三項において同じ。）には四月とし、連結親法人が当該各号の指定を受けている場合には」と、「月数」とあるのは「月数とする。）」と、同条第四項第一号中「法第七十五条の二第一項各号の指定を受けている内国法人にあつては、」とあるのは「連結親法人が法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている場合には五月とし、連結親法人が同項各号の指定を受けている場合には」と、「月数」とあるのは「月数とする。）」と、同条第十三項中「法第七十五条の二第一項各号の指定を受けている内国法人にあつては、」とあるのは「連結親法人が法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている場合には四月とし、連結親法人が同項各号の指定を受けている場合には」と、「月数」とあるのは「月数とする。）」とする。

第百五十五条の三中「の益金又は損金算入」を削り、「の損金不算入）に」を「）に」に、「第百十八条の三第四項」を「第百十八条の三第五項」に改める。

第百五十五条の六第一項中「の益金又は損金算入」を削り、同項第二号ロ中「第六十九条第三項及び第四項」を「第六十九条第四項及び第五項」に改める。

第百五十五条の七の二中「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」を「受取配当等」に、「第四号」を「第五号」に改める。

第百五十五条の十第一項中「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」を「受取配当等」に改め、同条第二項中「適格現物分配」の下に「又は適格株式分配」を加え、「同項第三号」を「同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号」に改める。

第百五十五条の十の二第一項中「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」を「受取配当等」に、「同項第三号」を「同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号」に改める。

第二編第一章の二第一節第三款の款名を次のように改める。

第三款　外国税額等

第二編第一章の二第一節第三款中第百五十五条の十二の次に次の一条を加える。

（災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額の計算）

第百五十五条の十二の二　法第八十一条の五の二第二項（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）に規定する各連結法人に帰せられる金額は、同条第一項の規定により同項に規定する中間期間の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額に、当該中間期間において生じた法第八十一条の二十第一項第一号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる連結欠損金額のうちに当該各連結法人の中間連結欠損金個別帰属額（当該連結欠損金額のうち各連結法人に帰せられる金額として第百五十五条の二十一第一項（連結欠損金個別帰属額等）の規定に準じて計算した金額をいう。次項において同じ。）の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　前項の中間期間の末日の翌日から同日の属する法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度終了の日までの間に法第四条の五第一項又は第二項（第四号又は第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により法第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人がある場合における前項の規定の適用については、当該連結子法人の中間連結欠損金個別帰属額は、法第八十一条の五の二第一項の連結親法人の中間連結欠損金個別帰属額とみなす。

第百五十五条の十三第二項第一号中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、同号ロ中「第六十一条の十三第一項」の下に「（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」を削り、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第六十八条の九十三の三第三項」の下に「及び第六項」を加え、「特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入」を「外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第六十八条の九十一第三項」の下に「及び第六項」を加え、「に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「沖縄の認定法人の連結所得の特別控除」を「連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第八十一条の五の二（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）

第百五十五条の十七中「第百五十五条の四十四」を「第百五十五条の四十四第一項」に改める。

第百五十五条の十九第八項中「それぞれ」を「、当該連結欠損金個別帰属額のうち当該被合併法人等の法第八十一条の三十一第五項に規定する損失の額で政令で定めるもの（同項において準用する同条第一項の規定の適用がある場合における当該政令で定めるものに限るものとし、当該被合併法人等の第百五十五条の十二の二第一項（災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額の計算）の規定により計算した金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）に達するまでの金額を第百十二条第五項第一号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する適用災害損失欠損金額とそれぞれ」に改める。

第百五十五条の二十第一項中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第五項中「それぞれ」を「、当該連結欠損金個別帰属額のうち当該連結親法人又は連結子法人の法第八十一条の三十一第五項に規定する損失の額で政令で定めるもの（同項において準用する同条第一項の規定の適用がある場合における当該政令で定めるものに限るものとし、当該連結親法人又は連結子法人の第百五十五条の十二の二第一項（災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額の計算）の規定により計算した金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）に達するまでの金額を第百十二条第五項第一号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する適用災害損失欠損金額とそれぞれ」に改め、同条第十一項第一号イ中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削る。

第百五十五条の二十二第一項中「第八十一条の十第一項」と」の下に「「特定支配事業年度」とあるのは「特定支配連結事業年度」と」を加え、同条第五項第六号中「第十四項」を「第十五項」に改め、同条第六項第二号中「において法」の下に「第五十七条の二第一項又は」を加える。

第百五十五条の二十三第一項中「第三号まで」を「第四号まで（配当等の額とみなす金額）」に改め、「（配当等の額とみなす金額）」を削る。